

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年7月26日

【会社名】 住友電設株式会社

【英訳名】 SUMITOMO DENSETSU CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 坂崎全男

【最高財務責任者の役職氏名】

【本店の所在の場所】 大阪市西区阿波座2丁目1番4号

【縦覧に供する場所】 住友電設株式会社東京本社
(東京都港区三田3丁目12番15号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役社長坂崎全男は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成28年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社10社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社6社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している4事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として完成工事高、完成工事未収入金及び未成工事支出金に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないとして判断しました。

記

当社のインドネシア子会社であるP. .タイヨー シナール ラヤ テクニク（以下「SR」といいます）において、前副社長の人事異動により、後任者が業務を引き継ぐ中で、平成29年3月期の施工部門の利益計画と実際の手持工事案件の利益見通しとの間に大きな乖離があり、工事進行基準適用工事において、不適切な会計処理が行われていたことが判明したとの報告が当社に入りました。これを受け、直ちに現地にて実態調査を進めるとともに、平成28年6月17日付で当社取締役社長を委員長とする「調査委員会」を設置し、事実関係の詳細確認、決算数値への影響額及び当該事態が発生した背景や原因などについて調査を実施しました。

これら調査の結果、工事進行基準適用工事において、完成工事のうち低採算工事を中心に翌年度以降完成予定である手持工事案件への原価付替により損失計上を回避する、あるいは、手持工事案件の見積工事原価総額を過小に見積ることにより工事实行予算の利益率を操作し、工事損失引当金の計上回避とあわせて付替原価に見合う工事売上高及び利益を過大に計上するという不適切な会計処理が行われていたことが判明しました。

これに伴い当社は、過年度の決算を訂正するとともに、平成26年3月期第1四半期から平成28年3月期第3四半期までの有価証券報告書、四半期報告書について訂正報告書を提出しました。

本件不適切な会計処理は、SRにおいて、平成26年3月期第1四半期の工事売上高・利益が利益計画の数値に達

していないことが同四半期末近くに判明し、この事態を前副社長は社長に報告したところ、工事売上高の過大計上の指示を受け、前副社長がこれを実行したものです。このことを境に、前副社長は、「計画必達がトップの方針」との誤った認識を持ち、以降も、計画未達の事態には、原価低減に取り組むものの、最終的には社長に報告することなく不適切な会計処理を安易に選択し、SRの業務及び経理スタッフに指示し、実行していました。この行為は、内部統制を無効化するものであり、管理部門も牽制機能を果たせていなかったこと、また、内部通報制度を制定・運用していましたが、有効に機能していなかったことがこの行為を許した要因であります。一方、当社のSRに対するコンプライアンスの徹底に一部不十分な点があったという不備も、その要因であります。

以上のことから、当社の全社的な内部統制の一部及びSRの全社的な内部統制、売上計上プロセス、原価管理プロセスに関連する内部統制の不備は、当社の財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

なお、上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を強く認識しており、今回の財務報告に係る内部統制の重要な不備を是正するために、調査委員会の指摘・提言を踏まえ、以下のとおり再発防止策を講じ、内部統制を整備・運用してまいります。

- 1．工事採算管理の強化
 - (1) 工事採算管理の強化
 - (2) 実行予算管理システムの再構築
- 2．内部統制の強化
 - (1) 異例な会計処理に対する取扱ルールの周知徹底
 - (2) 会計基準の知識習得とその重要性の再認識
 - (3) 取締役会及び経営会議による再発防止策の改善状況トレース
 - (4) 内部監査機能の実効性向上
 - (5) 監査役監査の実効性向上
 - (6) 三様監査における連携強化
- 3．内部通報制度の実効性改善
- 4．定期的な人事ローテーションの実施
- 5．コンプライアンス意識の向上
 - (1) コンプライアンス研修の実施
 - (2) トップメッセージの発信
 - (3) 誓約書の提出
- 6．企業風土の改革
 - (1) 社員間・部門内外のコミュニケーション強化
 - (2) 経営幹部と現場担当者とのコミュニケーション強化

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。